

島の遺言状

以下で紹介する坂井郡泥原新保浦（現 坂井市）の^{どうじつ}道実家の遺言状には“嶋”という文字が多く使われています。

遺言の事

一、中之嶋萱野田畠又は畠の地子銀、舟上場賃、萱売代銀、
此外何に寄らず其方へ残さず相渡し候事

(中略)

一、御代々諸役御免遊ばされ、嶋下し置かれ候儀有り難き御厚恩に候、
相応の御奉公相勤め申すべき事

一、実子たりといふとも、不実なる者には嶋をゆずり申す間敷候、
他人にても実性成る者を養子に致し嶋をも家をも

つがせ申すべき事

一、嶋の中にて鳥殺生仕り申す間敷候、御鷹之餌場にて候えば、
心得申すべき事

一、質物に嶋を書き入れ候て金銀を借り申す間敷候

(中略)

一、実子兄弟、其外一類の者へ嶋をわけちらし申す間敷候、
家つぎ候もの壺人へ嶋家屋敷諸道具残らず末々まで送り伝へ
相渡し候て、慥に嶋を家の知行と心得持ちうしなひ申さざる
候様に、後代の家次候者へ堅く申し渡すべき者なり

(後略)

1729年(享保14) 「遺言之事(道実彦兵衛遺言状)」部分 太田泰雄家文書 C0073-00010

ここでいう“嶋”とは海に浮かぶ島ではなく、竹田川と九頭竜川の合流する所にある中洲の一つ、中の島を指します。道実家は1654年(承応3)に福井藩より中の島の永代支配を許されています。

「不真面目な実子よりは真面目な養子に島を譲る」、「島を質物にしない」、「一族以外に島を分けないこと」などの文言から、近世に生きた人々が何より家の存続を第一とした姿勢と、そのための経済的基盤の維持にかける執念を読みとることができます。

